再生手続開始

平成２４年（再）第１０号
愛知県江南市草井町宮東269番地
再生債務者　林本建設株式会社
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月15日から平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第６号
長崎県大村市東野岳町1334番地
再生債務者　株式会社大村湾カントリー倶楽部
代表者代表取締役　辻田　昌徳
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年３月14日から平成25年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２７号
大阪府枚方市津田山手２丁目19番10号
再生債務者　株式会社カナエ技研
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年１月30日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月10日
平成24年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第５号
和歌山県日高郡印南町印南4064番地１
再生債務者　株式会社ＬＯＲＤＬＡＮＤ　ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＧＣ
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年１月29日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月15日
平成24年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
栃木県日光市長畑4172番地
再生債務者　株式会社バークレイカントリークラブ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年11月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再）第１号
山口県萩市大字椿東字浦田5000番地
再生債務者　学校法人萩学園
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年11月30日　山口地方裁判所

平成２４年（再）第１号
大分県日田市隈１丁目１番33号
再生債務者　株式会社末崎産業
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年11月30日　大分地方裁判所日田支部

再生手続終結

平成２０年（再）第１４号
熊本県上益城郡嘉島町井寺431番地21
再生債務者　つちやゴム株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年11月30日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続廃止

平成２２年（再）第１号
東京都荒川区東尾久２丁目16番４号　ハセベ第３コーポ202号
再生債務者　株式会社イマナカ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年11月30日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（再）第１号
京都府福知山市字長田小字大野下2101番地の12、開始決定時の住所京都府綾部市井倉町東12番地の１
再生債務者　角一水産株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年11月29日　京都地方裁判所

再生手続廃止・保全管理命令及び包括的禁止命令

平成２１年（再）第５号
広島県三原市須波西１丁目５番25号
再生債務者　株式会社大西組造船所
1　主文
⑴　本件再生手続を廃止する。
⑵　保全管理人による管理を命ずる。
⑶　すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
2　保全管理人　広島市中区上八丁堀８番26号メープル八丁堀306号幟立・為末法律事務所
弁護士　幟立　廣幸
3　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年11月29日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１５１号
埼玉県上尾市川１丁目10番地24
再生債務者　齋藤　広明
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１７３号
さいたま市桜区西堀７丁目15番８―603号
再生債務者　斎藤　匡央
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４５号
千葉県成田市玉造４丁目25番地７
再生債務者　深井十三男
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２２３号
名古屋市守山区金屋１丁目14番２号　コーポ白馬１―Ａ号
再生債務者　森　美代子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月21日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月28日から平成25年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５０号
兵庫県川西市大和東４丁目７番地の11
再生債務者　佐々木技建こと　佐々木和幸
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部